

北東アジア 非核兵器地帯

NER-NWFZ
NORTH
EAST
ASIA
NUCLEAR
WEAPON
FREE
ZONE

地域の平和と
安全保障の
実現に向けん

外交の扉が開いた 北朝鮮核問題

1990年代初頭の第一次核危機以降、北朝鮮核問題の解決を探る外交努力が続けられてきました。しかし同国と西側諸国との根深い不信を乗り越えるには至らず、2017年には米国と北朝鮮の間で戦争の一歩手前までという状況にまで悪化しました。

ところが、2018年に入り、北朝鮮をめぐる情勢は大きく転換しました。2018年4月27日、北朝鮮の金正恩労働党委員長と韓国の文在寅大統領が首脳会談を行い、歴史的な「板門店宣言」を発表しました。続いて6月12日には、特朗普大統領と金委員長との間で、史上初となる米朝首脳会談がシンガポールで開催され、朝鮮半島の完全な非核化や北朝鮮の体制保証などを明記した共同宣言が署名されました。

しかし、2度目の米朝首脳会談（2019年2月27、28日、ベトナム）は成果を生み出せずに終了しました。6月30日には3度目となる会談が韓国と北朝鮮の軍事境界線がある「非武装地帯（DMZ）」で行われましたが、今後の道のりは不透明なままでです。

南北朝鮮、および米国と北朝鮮の関係が改善し、対話の流れが生まれた好機を活かさなければなりません。この地をふたたび不信と対立の負のサイクルに陥らせることなく、「朝鮮半島の完全な非核化」を実現させる鍵が、北東アジアの非核化と持続的な平和と安全保障の実現を目指した「北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）と包括的アプローチ」です。

北朝鮮核開発年表

1985年12月	核不拡散条約（NPT）に非核兵器国として加入
1991年12月	「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」署名
1994年10月	米朝「枠組み合意」署名
2003年 1月	NPT脱退を表明
8月	第1回6か国協議開催
2005年 9月	6カ国協議初の共同声明採択
2006年10月	初の地下核爆発実験（推定1キロトン）
2009年 5月	2回目の地下核爆発実験（推定2–6キロトン）
2013年 2月	3回目の地下核爆発実験（推定15キロトン）
2016年 1月	4回目の地下核爆発実験（推定15–20キロトン）
9月	5回目の地下核爆発実験（推定20–25キロトン）
2017年 7月	大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射に成功
9月	6回目の核実験（推定140–250キロトン）

「包括的アプローチ」 NEA-NWFZ

グローバルな 核軍縮にも貢献

NEA-NWFZの設置には様々な意義があります。

それは地帯内の国家に安全と安定をもたらすだけでなく、グローバルな核兵器廃絶に向けた具体的な貢献となります。

包括的アプローチの必要性

「包括的アプローチ」とは、「朝鮮半島の非核化」のみを追求するのではなく、北東アジアの平和と安全保障にかかわるいくつかの懸念事項について同時並行的に解決を目指していく方法論のことです。2015年、RECNAは、①朝鮮戦争の平和的終結、②すべてのエネルギー源の利用権限の保証(原子力平和利用を含む)、③北東アジア非核兵器地帯条約(NEA-NWFZ)の締結、④北東アジア安全保障会議の常設、を掲げた提言を発表しました。

スリー・プラス・スリー構想

包括的アプローチの重要な柱の一つがNEA-NWFZです。1990年代半ば以降、研究者やNGOからさまざまな形のNEA-NWFZが提案されてきました。RECNAが提唱する構想は「3+3」(スリー・プラス・スリー)の形をとります。日本・韓国・北朝鮮の3カ国が「非核兵器地帯」となり、地帯内の核兵器保有・配備・使用を禁止するとともに、周辺の核兵器国(米国、ロシア、中国)が地帯内の3カ国に対し、核兵器による攻撃や威嚇を行わないという保証(「消極的安全保証(NSA)」)を供与するというものです。「朝鮮半島の非核化」が合意された今、「2+1+3」(北朝鮮と韓国、日本、周辺の3核保有国)というアプローチもあり得ます。

残念ながら、NEA-NWFZ構想は国家レベルでの正式な提案とはなっていません。しかし、国内外の市民社会からは多くの支持が示されています。8月9日の原爆の日に長崎市長が読み上げる毎年の「長崎平和宣言」にも登場します。

- ・地域から核兵器禁止の規範意識を高めることができる。とりわけ、核兵器使用の惨禍を知る北東アジアであるからこそ、この地域が主導力を發揮することで、国際的なインパクトが大きい。
- ・NSAに法的拘束力を持たせることで、「核の傘」依存国や核保有を目指す国が、核抑止依存から脱却する範例を示すことができる。そのことによって核保有国の保有の必要性が軽減される。
- ・持続的な地域の協調的安全保障の体制づくりにつながる。それにより「核兵器のない世界」の安全保障体制に対する信頼感を高めることができる。

「ナガサキ・プロセス」 NEA-NWFZ実現に向けた



政策提言の全文はこちらで読めます。

専門家パネルの設置

NEA-NWFZの設置と地域全体の平和と安全保障の実現に向か、関連諸国と市民社会が協力する政治プロセスを、RECNAは「ナガサキ・プロセス」と名付けました。その中心を担う組織として立ち上げられたのが「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル(PSNA)」です。現在、日本、韓国、中国、米国、ロシア、英国、オーストラリア、モンゴル、ドイツの9カ国から専門家が参加しています。

PSNAは、「核軍縮・不拡散のためのアジア太平洋リーダーズ・ネットワーク(APLN)」や「パグウォッシュ会議」など、安全保障・軍縮のさまざまな分野における世界有数の専門家集団との連携を深めています。2016年11月(長崎・東京)、2017年6月(ウランバートル)、2018年5月(モスクワ)と、これまで3回の会合を開き、議論を重ねてきました。モスクワ会合では、在モスクワの北朝鮮政府高官が初めて参加しました。NEA-NWFZの実現に向けた新しいうねりを被爆地長崎から創っていくことを目指しています。

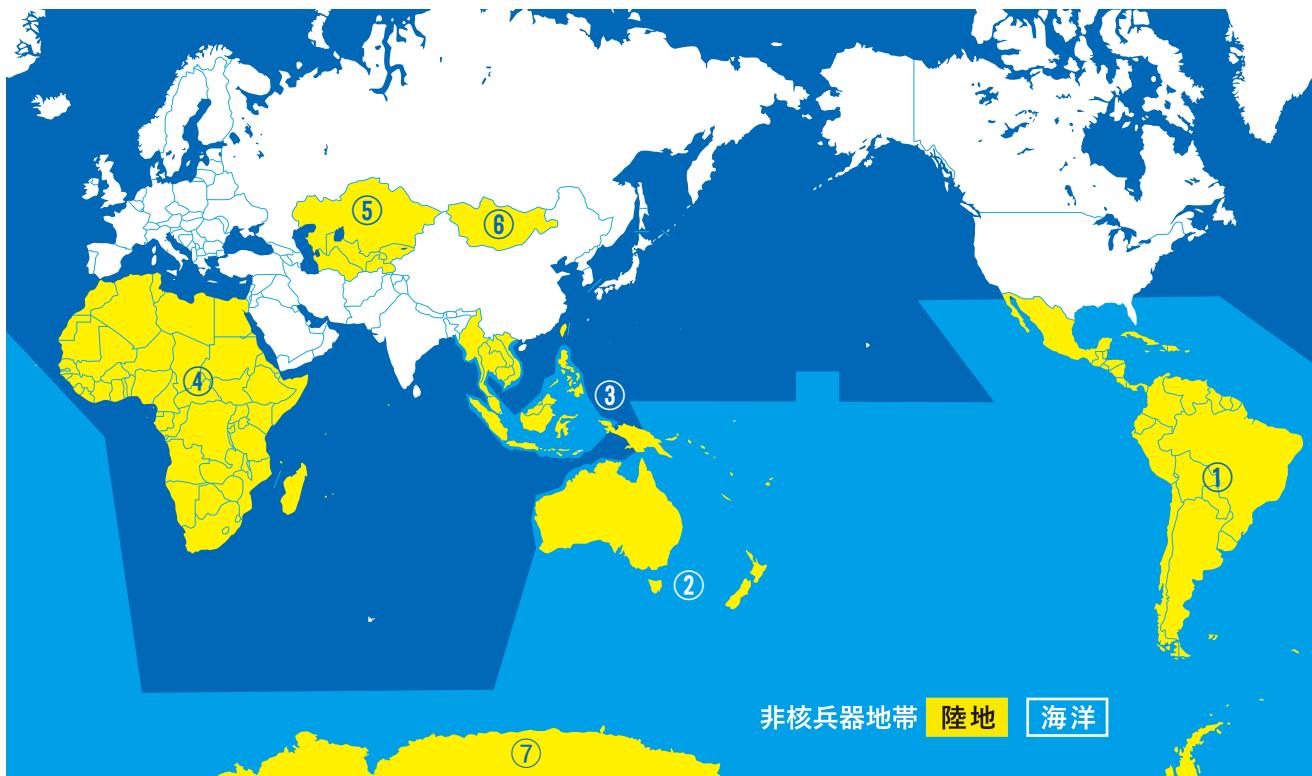
日韓による政策提言

NEA-NWFZ設置の鍵を握る日韓の専門家間の協力も進んでいます。2019年6月、RECNAと韓国の世宗研究所の共催で、日韓共同ワークショップが開かれました。そこでの議論を基にまとめられたのが、政策提言「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」(2019年12月)です。提言は、前述の包括的アプローチの考え方を基に、包括的な地域安全保障の枠組みと、朝鮮半島の非核化に向けた、短期的、長期的な政策オプションを具体的に示すものとなっています。こうした政策オプションには以下が含まれます。



- ・朝鮮戦争の平和的終結
- ・協調的安全保障の原則とアプローチに合意する友好協力条約(TAC)
- ・常設の北東アジア地域安全保障フォーラム(あるいは組織)の設立
- ・北東アジア非核兵器地帯(NEA-NWFZ)の創設
- ・すべての地域国家を対象にした平和的・持続的なエネルギー開発の促進のための地域エネルギー安全保障システムの構築

今後、日韓政府関係者や国会議員をはじめ、国内外の関係者へのアウトリーチ活動が予定されています。



非核兵器地帯とは

特定の地域において核兵器を排除する国際法上の制度のこと、次の3つの重要な要素が含まれます。

1. 核兵器の製造、取得、配備などを禁止します。
2. 核兵器国が地域の非核保有国に対し、核兵器使用・威嚇・攻撃を行わない「消極的安全保証(NSA)」を約束します。
3. 条約の遵守を検証し、問題が生じた際に協議する機能を持ちます。

これまでに、南極、宇宙、海底をはじめ、世界の5つの地域——ラテンアメリカ、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジア——にて条約が結ばれており、110カ国以上が参加し、南半球の陸地はほぼすべてが非核兵器地帯となっています。南極大陸は一種の非核兵器地帯です。また、モンゴルは、「一国非核兵器地位」を国連で認知させています。

地帯を他の地域にも広げていく努力も継続しています。中東については、1995年のNPT再検討・延長会議において「中東決議」が採択され、核兵器のみならず、化学、生物兵器も存在しない「非大量破壊兵器地帯」の設立が目指されています。

①ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)

- 締結署名：1967年2月14日
- 発効：1968年4月22日
- 締約国：33カ国(全関係国)
- 核兵器国との反応：5核兵器国がNSAを明記した議定書IIに署名、批准済

②南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)

- 署名締結：1985年8月6日
- 発効：1986年12月11日
- 締約国：13カ国・地域
- 核兵器国との反応：米国以外の4カ国がNSAを明記した議定書2に署名、批准済。米国は署名済だが未批准。

③東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

- 締結署名：1995年12月15日
- 発効：1997年3月27日
- 締約国：10カ国(全関係国)
- 核兵器国との反応：5核兵器国すべてがNSAを明記した議定書に未署名、未批准。

④アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

- 締結署名：1996年4月11日
- 発効：2009年7月15日
- 締約国：51カ国が署名、40カ国が批准
- 核兵器国との反応：米国以外の4カ国がNSAを明記した議定書IIに署名、批准済。米国は署名済だが未批准。

⑤中央アジア非核兵器地帯条約(CANWFZ)

- 締結署名：2006年9月8日
- 発効：2009年3月21日
- 締約国：5カ国(全関係国)
- 核兵器国との反応：米国以外の4カ国がNSAを明記した議定書に署名、批准済。米国は署名済だが未批准。

⑥モンゴル非核兵器地位

- 1998年12月4日、国連総会決議で一国非核兵器地位を認知
- 2000年2月3日、国内法制定

⑦南極条約

- 締結署名：1959年12月1日
- 発効：1961年6月23日
- 締約国：5核兵器国を含む54カ国

FAQ

Q1.

NEA-NWFZ に日本が参加したら
「核の傘」は不要になる？

NEA-NWFZ が実現すれば、日本が感じる核の脅威そのものが条約上は消滅しますから、「核の傘」は不要となります。ただ、地域の核保有国同士の「核抑止」は依然存在することになります。万が一、条約を破棄したり違反したりする核保有国が現れた時には、再び「核の傘」が必要である、との考えもあります。しかし、地域の持続的な平和と安定を目指すというそもそもの目的に照らせば、日本が「核の傘」から完全に脱却し、核兵器禁止の規範強化に貢献することが望ましいことは言うまでもありません。

Q2.

日本が「核の傘」から脱却したら、
日米安保条約は破棄となる？

なりません。日米安保条約には核兵器に関する記載はないため、日本が「核の傘」から脱却したとしても、同盟関係は維持されます。日米両国が合意すれば、日本は引き続き、米国の通常兵器による抑止力（通常抑止）に依存することもできます。しかし、上述のように、NEA-NWFZ が実現すれば脅威そのものが低下するので、通常抑止依存の必要性も低下すると考えられます。

北東アジア非核兵器地帯 (NEA-NWFZ)に関する よくある質問

Q3.

核兵器禁止条約(TPNW)があれば
NEA-NWFZ は不要では？

両方ともに必要です。非核兵器地帯条約の概念には、法的拘束力のある「消極的安全保証 (NSA)」の供与（=地帯内の国家には核攻撃を行わない、という核兵器国との約束）という重要な要素が含まれます。これは、TPNW にはないものです。したがって、仮に日本、韓国、北朝鮮が TPNW に入ったとしても、すべての核兵器国が TPNW に参加し、核兵器の完全廃棄が実現しない限り、NSA を担保する NEA-NWFZ 条約は重要な役割を担い続けることになります。



長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

〒852-8521 長崎市文教町 1-14
TEL: 095-819-2164 FAX: 095-819-2165
Email: recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>